

# 2016年度 認定医・認定士 資格更新申請 要領

一般社団法人 日本性感染症学会  
認定制度委員会

## 1. 更新申請書類受付期間

2017年6月1日(木)～6月28日(水)消印有効

2017年6月1日(木)～7月5日(水)消印有効 ※1週間延長された左記の期間とする。

## 2. 更新申請書類送付先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター  
一般社団法人 日本性感染症学会 認定制度委員会

## 3. 更新申請書類の提出

以下、認定制度規則第12条、第13条に則り、更新申請の書類を認定制度委員会へ提出すること。

**認定医** (認定制度規則 第12条 抜粋)

5年ごとに認定医資格取得者で資格の更新を希望する者は、資格取得時から更新申請時において継続して本会の会員であり、次の各項に定める認定医資格の更新申請書類を委員会に提出し、委員会の審査をうけて承認を得なければならない。

- (1) 認定医資格更新申請書 [更新\_様式 1D]
- (2) 更新申請料の振込完了を証明する証書コピー
- (3) 委員会より指定された期間内における50単位以上の教育研修単位の証憑書類コピー

なお、50単位以上の教育研修単位のうち、本会年次学術大会への参加を1回は必須とする。

[更新\_様式 2DC-a, 更新\_様式 2DC-b, 更新\_様式 2DC-c]認定医・認定士共通様式

**認定士** (認定制度規則 第13条 抜粋)

5年ごとに認定士資格取得者で資格の更新を希望する者は、資格取得時から更新申請時において継続して本会の会員であり、次の各項に定める認定士資格の更新申請書類を委員会に提出し、委員会の審査をうけて承認を得なければならない。

- (1) 認定士資格更新申請書 [更新\_様式 1C]
- (2) 更新申請料の振込完了を証明する証書コピー
- (3) 前項に定める教育研修単位の50単位のうち、本会年次学術大会への参加を1回は必須とする。
- (4) 委員会より指定された期間内における50単位以上の教育研修単位の証憑書類コピー

なお、50単位以上の教育研修単位のうち、本会年次学術大会への参加を1回は必須とする。

[更新\_様式 2DC-a, 更新\_様式 2DC-b, 更新\_様式 2DC-c]認定医・認定士共通様式

## 4. 更新申請書類フォーマット

申請書類は以下 URL 先の学会ホームページ内にアップされているフォーマットをダウンロードの上、作成すること。

- ・認定医用 更新申請書類一覧 (<http://jssti.umin.jp/nintei.html#nintei-5-1>)
- ・認定士用 更新申請書類一覧 (<http://jssti.umin.jp/nintei.html#nintei-5-2>)

『更新条件を満たしていない』、『提出書類の不備および不足』の場合、提出された更新申請は承認されないため、申請の書類を作成する前に必ず『認定制度規則』、『認定制度施行細則』を一読し、内容を十分に理解した上で、提出の書類に不備が無いよう作成すること。

## 5. 教育研修単位収集期間

2012年6月1日～2017年5月31日[5年間]

※ 更新手続処理の関係上、認定期間より4ヶ月前倒しの上記5年間で50単位以上の証憑書類を提出すること。

※ 前年の更新申請期間において「更新延期願」を提出し承認を得た者は、収集期間が上記の5年間ではないため、更新延期願の審査結果に記載されている収集期間を確認し、証憑書類を提出すること。

## 6. 認定制度規則、認定制度施行細則

認定制度規則 (<http://jssti.umin.jp/pdf/nintei2016-3-1.pdf>)

認定制度施行細則 (<http://jssti.umin.jp/pdf/nintei2016-3-2.pdf>)

## 7. 更新申請登録料 (認定制度施行細則 第6条 抜粋)

本会の認定医および認定士に資格更新の申請を行う者は、次に定める更新申請登録料を更新申請書類の提出前に納めなければならない。

(1) 認定医・認定士共通 10,000 円

「6. 更新申請登録料」の納入先は次の金融機関口座とする。

金融機関：みずほ銀行

支店：本郷支店

口座種別：普通

口座番号：2939276

口座名義：一般社団法人 日本性感染症学会〔シャ〕ニホンセイカンセンショウガツカイ]

## 8. 更新延期申請 (認定制度施行細則 第7条 抜粋)

本会の認定制度における認定医および認定士の資格更新申請の期間において、次に定める事由により更新申請が困難な者は、更新延期願の申請書を資格更新申請書類の提出期間内に委員会へ提出し、更新延期の申請を行うことができる。1回の申請で1年間の延期とし、最大(最長)で3回(1年間×3)まで申請可能とする。委員会は提出された申請を審議し、正当な事由であると判断した場合、申請者へ更新延期の承認連絡を行う。更新延期申請が承認された者は次回更新申請書類の提出期間内に、当初の資格認定期間の5年間と、承認された延長期間を足した期間の合計期間で施行細則第2条に定める教育研修単位50単位以上を取得しなくてはならない。

- (1) 留学・海外勤務
- (2) 病気療養
- (3) 出産・育児
- (4) 災害(被災・被災支援等)
- (5) その他

上記、認定制度施行細則第7条に則り、更新の延期を希望する者は「更新延期願」を提出し、委員会の承認を得なければならない。なお委員会での審議の結果、正当な事由であると判断されなかった場合、更新延期申請は認めない。

・更新延期願 (<http://jssti.umin.jp/nintei.html#nintei-5-3>)

■認定医番号(12D-XXX) / 認定士番号(12C-XXX)の者で「更新延期願」が承認された場合

各期間	承認前	→	承認後
認定期間	2012.10.1 - 2017.9.30[5年間]	(1年間延長)	2012.10.1 - 2018.9.30[6年間]
教育研修単位収集期間	2012.6.1 - 2017.5.31[5年間]	(1年間延長)	2012.6.1 - 2018.5.31[6年間]
更新申請期間	2017.6.1-2017.6.28 消印有効	(1年後同時期)	2018.6.1-2018.6.28 頃予定

※前年の更新申請期間において「更新延期願」を提出し承認を得た者で、更に1年間の延期を希望する者は、再度「更新延期願」を提出し、承認を得なければならない。但し、最大(最長)で3回(1年間×3)までとする。

## 9. 認定医資格・認定士資格の喪失 (認定制度規則 第15条 抜粋)

認定医資格および認定士資格は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 自ら意思表示して、認定医および認定士としての資格を辞退したとき。
- (2) 本会の会員としての資格を喪失したとき。
- (3) 委員会が指定する期日までに資格の更新申請の手続きしなかったとき。
- (4) 認定医および認定士としてふさわしくない行為があったとき。

上記の項に抵触した場合、認定医資格・認定士資格を喪失されるため、更新申請期間(2017.6.1-6.28 消印有効)内に必ず「更新申請書類」もしくは「更新延期願」を委員会へ提出すること。

### 【年度の認識についての補足】

本学会の事業年度は期首10月～期末9月のため、2016.10.1～2017.9.30が2016年度であり、2017.10.1～2018.9.30が2017年度となる。